

事例番号:300448

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

一絨毛膜二羊膜双胎の第2子(妊娠中のⅡ児、受血児)

妊娠20週6日- 双胎間輸血症候群の診断で健診機関に入院

妊娠21週0日- 胎児治療目的で紹介元分娩機関に転院

妊娠26週5日- 双胎間羊水不均衡の診断で当該分娩機関に母体搬送され
入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠27週6日 超音波断層法で双胎間羊水不均衡の進行あり、受血児の心
負荷増強、供血児の臍帯動脈拡張期逆流あり帝王切開を決
定

妊娠28週0日

15:11 帝王切開にて第1子娩出、骨盤位

15:13 第2子娩出

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で血管吻合(動脈-静脈吻合)あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:28週0日

(2) 出生時体重:1200g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.95、BE -14.1mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分3点、生後5分3点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 生後1時間40分の超音波断層法で心収縮ほとんど認めず蘇生
処置施行

呼吸窮迫症候群、肺高血圧症の診断

(7) 頭部画像所見:

生後75日 頭部MRIで嚢胞性脳室周囲白質軟化症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈紹介元分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医2名

看護スタッフ:助産師2名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医3名、小児科医4名

看護スタッフ:助産師2名、看護師3名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、一絨毛膜二羊膜双胎の胎盤内の血管吻合を介した、
双胎間輸血症候群に類似した血流の不均衡による胎児の脳の虚血により、
PVL(脳室周囲白質軟化症)を発症したことであると考えられる。

(2) 胎児の脳の虚血の発症時期は不明であると考えられる。

(3) 出生後の呼吸循環不全がPVL発症の増悪因子となった可能性があると考え
る。

(4) 児の未熟性がPVL発症の背景因子であると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

- (1) 紹介元分娩機関において、双胎間輸血症候群疑い、胎児治療目的で入院としたこと、および入院中の双胎間羊水不均衡に対する管理（適応を満たさなため胎児鏡下胎盤吻合血管レーザー凝固術を実施しなかったこと、超音波断層法・ノンストレステスト・羊水穿刺・血液検査の実施、当該分娩機関への母体搬送）は一般的である。
- (2) 当該分娩機関入院中の管理（超音波断層法、ノンストレステスト、羊水穿刺の実施）は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 双胎間羊水不均衡の進行があり、超音波断層法でⅡ児（当該児）の心負荷増強、Ⅰ児の臍帯動脈の拡張期逆流の所見を認め、小児科医と相談し、妊娠 28 週 0 日に帝王切開を施行したことは医学的妥当性がある。
- (2) 妊娠 28 週 0 日の帝王切開を決定後、ベクタゾリン酸エステルナトリウム注射液を投与したことは医学的妥当性がある。
- (3) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (4) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生（バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸）は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 紹介元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内

で事例検討を行うことが重要である。

2) 紹介元分娩機関のおよび当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 紹介元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 一絨毛膜二羊膜双胎における脳性麻痺発症の原因究明と予防、特に双胎間輸血症候群の診断基準を満たさずに循環の不均衡が原因で発症したと考えられる胎児脳障害に対する研究を強化することが望まれる。

イ. 一絨毛膜二羊膜双胎および双胎間輸血症候群の診断基準を満たさずに循環の不均衡がある場合の妊娠中の管理、治療についての研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。